

千葉県関係部局との意見交換会

県との意見交換会は、我々造園業界の声を県の関係部局（県土整備部、農林水産部、総務部、企業局）幹部の皆さんに直接届ける場として毎年開催しています。

令和5年9月7日（木）オークラ千葉ホテルにおいて、千葉県から県土整備部都市整備局長の小川剛様、次長の澤宏幸様はじめ県土整備部9名、農林水産部次長小野勉様はじめ2名、総務部2名、企業局4名の17名にご出席を頂き、協会から正副会長、理事、監事等14名が出席し開催しました。

後日、県から「海岸保安林の再生」「少子高齢化・地域防災に対応した公園再整備計画検討プロジェクト」「門松づくり講習と寄贈」などの主要事業の活動に関連する要望とともに会員から寄せられた「公園緑地・景観整備」「造園業の育成」「働き方改革の推進」「森林環境贈与税の活用」等32項目の質問・要望について回答を寄せていただきました。



【協会の主な事業と要望等】

項目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
I 海岸保安林の再生	①九十九里地区及び平砂浦地区の保安林整備の進捗状況はどのようになっていますか。 また、今年度はどのような整備を行う予定ですか。	<森林課>九十九里地区の保安林整備の進捗状況ですが、津波対策としての砂丘の整備を重点的に実施し、平成27年度までに約13キロメートルを完了しています。 森林整備については、ボランティア等によるものも含め、平成24年度から令和4年度までに約165ヘクタール実施し、進捗率は全体計画に対し約67パーセントとなっています。 平砂浦地区の進捗状況ですが、森林整備については、ボランティア等によるものも含め、平成24年度から令和4年度までに約32ヘクタール実施し、進捗率は約55パーセントとなっています。 今年度は、両地区とも植栽を予定しております。
	②広葉樹導入の検討状況について教えてください。 また、海岸前線部より内陸側についてはいつどのように進めていくお考えですか。 今後の見通しなどの共通認識を持つ場として海岸県有保安林再生部会等の開催をお願いします。	<森林課>現在は、植物の生育環境として厳しい海岸の前線部（砂丘裏法面端から100m未満程度の範囲）や、景観として松林が求められる箇所については、クロマツの植栽を進めています。前線部より内陸側については、マツクイムシの被害や生物多様性を考慮して、広葉樹を導入することとしています。 今後の見通しですが、九十九里地区だけでも、海岸前線部（砂丘裏法面端から50mの範囲）の植栽必要エリアが約50ヘクタール、その後の50～100mの範囲においても約40ヘクタールが存在しているため前線部のクロマツの植栽を優先して進めています。 今後は広葉樹の植栽方法を確立していきたいと考えております。 部会等の開催については未定ですが、皆様からのご意見等についても随時伺わせていただければと考えております。
	③北部林業事務所防災林造成工事では、抵抗性クロマツのコンテナ苗が使用されていますが、今年度の抵抗性クロマツコンテナ苗の供給量はどの位を予定していますか。 また、令和4年度の活着率はどの位ですか。	<森林課>今年度の県内産抵抗性クロマツコンテナ苗の供給量は約3万2千本を見込んでおり、海岸保安林の公共事業での必要量3万1千本を県内産コンテナ苗でまかなえる見込みとなっています。 また、令和4年度の活着率は91%となっています。
II 少子高齢化・地域防災に対応した公園再整備計画検討プロジェクト	①県が支援助言し推進している市町村が行う都市公園の再整備事業に係わる、最近3年間の事業費の推移と今後の新規地区の見通しについてお伺いいたします。	<公園緑地課>市町村が都市公園の再整備事業を都市公園事業として実施する場合は、社会資本整備総合交付金より、国から支援を受けることが可能です。 令和3年度から令和5年度の3年間で、同交付金により再整備を実施している市町村は、県内で2市2公園あり、令和6年度も2市2公園で予定しております。 なお、公園施設の老朽化が進む中、公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設長寿命化対策支援事業により、公園施設の改築・更新に取り組んでいる自治体は、16市あります。 県としましても、必要に応じ、円滑な事業実施に向けて、助言等を行ってまいります。



項目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
Ⅱ 少子高齢化・地域防災に対応した公園再整備計画検討プロジェクト	<p>②老朽化した県立都市公園の再生・活性化については、具体的にどのような展開を図っていますか。 また、公募設置管理制度（Park-PFI）による事業者が総合的に公園を整備する場合に県内業者が参加できる仕組みを作っていただきたい。</p> <p>③2050年カーボンニュートラルの実現に向け、都市公園等において、どのような取り組みを考えていますか。</p>	<p><公園緑地課>県では、都市公園法の改正を受け、県立都市公園の魅力や利便性の向上を目的とし、民間活力を活用した公園の整備・管理等の導入に向けた取組を進めることとしています。 令和4年度には柏の葉公園において、園内の緑や水辺を生かした飲食施設等について事業公募を行い、大和リース株式会社千葉支店を代表企業とする、大和リースグループを事業者として決定しました。 本年度は、事業者による整備が進められ、令和6年夏期に新たな飲食施設がオープンできるように、事業者とともに進捗管理を進めてまいります。 また、他の公園についても、民間活力を活用した公園の整備・管理等の導入についての検討を行っていきたく考えております。 Park-PFIによる公園整備においては、事業者からの様々なアイデアを取り入れるためにサウンディング調査を実施しており、県内業者の皆様からも事業提案をいただくことが、参画機会を増やす第一歩ですので、宜しくお願いたします。</p> <p><公園緑地課>昨年度、公園緑地課が管理する県立都市公園の園路灯については、全てLED化を完了し、電力消費量の削減に取り組んでいます。 また、県では、2022年5月、知事を本部長とする「千葉県カーボンニュートラル推進本部」を設置し、2023年3月、「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を策定しました。 この方針において、都市公園等に特化した具体的な取組みはありませんが、 ①（CLT（直交集成材）等を活用した）中高層建築物等の木造化 ②（EV）電気自動車のための充電設備の充実 ③（PPA等を活用し）2040年までに太陽光発電設備を全公共施設に設置 などが、都市公園においても早期に取り組むことが可能と考えられることから、今後、積極的に導入してまいります。</p>
Ⅲ 門松づくり講習と寄贈	<p>①「ミニ門松」はCCIちばの事業として取り組みますので、一般募集について県のご協力をお願いしたい。</p> <p>②昨年同様、寄贈先との仲立ちをお願いしたい。</p>	<p><建設・不動産業課>「ミニ門松」づくりは、県民参加型のイベントとして、CCIちばの事業においても建設業の魅力向上に資する重要な取り組みの一つであり、また、参加された方々からも大変好評を得ているところです。 講習会の一般募集につきましては、CCIちばのホームページに掲載するとともに、県のホームページでも紹介するなど、協力させていただきます。</p> <p><建設・不動産業課>昨年も、県庁本庁舎正面玄関ほか関係施設に門松を寄贈していただきまして、誠にありがとうございます。 寄贈された施設では、大変喜び、感謝しております。 今年度の寄贈につきましても、これまで同様、引き続き仲介させていただきます。</p>
Ⅳ 造園技術の向上	<p>（造園技能検定講習） ①企業局水道部の緑地管理委託業務における一般競争入札において、樹木剪定等の専門的スキルのない業者が落札している案件が見受けられます。 樹木剪定等を含む緑地管理委託業務の一般競争入札においては、剪定等を適切に施工できるように国家資格である「造園技能士」を入札参加資格要件に付加するよう特段の配慮をお願いします。</p> <p>②印旛沼下水道事務所等において造園技能士を入札参加資格要件に位置づけていただき大変感謝しております。また、有資格者にとって励みにもなっています。 専門的なスキルを必要とする業務においては、造園技能士を入札参加資格要件とするように配慮していただきたい。</p> <p>③造園技能士の資格についてご理解をいただくため、県担当者の皆さんにも造園技能検定試験講習会の視察をお願いしたい。</p> <p>（街路樹剪定士研修会・認定試験等） ①葛南土木事務所等において街路樹剪定士を入札参加資格要件に位置づけていただきありがとうございます。 街路樹剪定業務については、良好な景観を保全するため県の全機関で街路樹剪定士を入札参加資格要件とするようお願いしたい。 また、街路樹の倒木等を防止する街路樹の簡易診断に街路樹剪定士の活用をお願いします。</p> <p>②県担当者の皆さんにも街路樹剪定士研修会に参加していただき、街路樹剪定士制度等についてご理解願いたい。</p> <p>③街路樹の植え替えあるいは公園再整備が見込まれる中、植栽土壌のスペシャリストとして植栽基盤診断士による提案が期待されています。 県発注工事の入札公告等に植栽基盤診断士を明記していただきたい。（国、URでは採用しています。）</p>	<p><浄水課、管財課、建設・不動産業課>浄・給水場における緑地管理委託については、施設内での芝地除草業務が主であり、造園技能士などの入札参加資格要件については、各所属において業務内容により必要に応じて設定します。 ご意見については、今後検討してまいります。</p> <p><浄水課、管財課、建設・不動産業課>専門的なスキルを必要とする業務については、業務内容等に応じ、発注所属において、「造園技能士の資格者を有する者であること」などの必要と認められる入札参加資格要件を設定しております。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。</p> <p><公園緑地課>造園技能士は、公園・緑地に係る整備や管理を行う上で重要な資格であると認識しており、県といたしても県立公園の整備・管理や職員の技術向上の観点から、造園技能士を知ることが重要であると考えております。 本資格への理解を深めるため、引き続き、出先機関の職員も含め、参加を呼び掛けてまいります。</p> <p><管財課、道路環境課>専門的なスキルを必要とする業務については、業務内容等に応じ、発注所属において、「街路樹剪定士の資格者を有する者であること」などの必要と認められる入札参加資格要件を設定しております。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。 街路樹剪定士の活用については、業務内容や現地の状況に応じて、検討してまいります。</p> <p><道路環境課>街路樹剪定士の制度について、県担当者へ周知してまいります。</p> <p><建設・不動産業課>一般競争入札の実施にあたっては、発注所属において工事内容に応じて必要と認められる入札参加資格要件を設定しております。 植栽基盤診断士の活用につきましても、当該資格の普及状況などを注視しつつ、工事内容や現地の状況に応じ、検討してまいります。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。</p>

【会員から寄せられた意見や要望】

項目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
I 入札等について 要望 1	<p>①千葉県県土整備部における令和4年度の緑地管理・道路清掃委託業務の一般競争入札等で同時に発注している案件が123件、うち同一業者による複数落札案件47件と多数あります。 造園業者の受注機会の増大を図る観点から、先に落札者となった者が行ったその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する「一抜け方式」等を早期に導入していただきたい。</p>	<p><管財課、県土整備政策課、建設・不動産課>一般競争入札等に当たっては、適正な業務履行や事業者の受注機会の増大を図る観点で、分離・分割発注を推進するとともに、地域要件や同一事業者による複数案件の参加制限など、必要に応じて入札参加資格要件を設定できることとなっております。 現状、県土整備部内の出先機関においても、地域の実情等を踏まえ、同一事業者による複数案件の参加制限をかけた発注を行うなど、受注機会の確保に努めているところです。 建設工事等を除く委託業務に対する「一抜け方式」の導入については、把握する限り導入している都道府県は無く、競争性、経済性等の観点から慎重な検討が必要であると認識しています。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
	<p>②千葉県企業局における令和4年度の緑地管理・道路清掃委託業務の一般競争入札等で同時に発注している案件が12件、うち同一業者による複数落札案件が3件あります。 造園業者の受注機会の増大を図る観点から、先に落札者となった者が行ったその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する「一抜け方式」等を早期に導入していただきたい。</p>	<p><経理課>「一抜け方式」の導入については、知事部局等関係機関と制度運用上の整合を図りながら検討していくものと考えております。 なお、企業局においては、同時期に発注する緑地管理業務の一部については、参加機会を広く確保するための配慮として重複参加を制限する等の対応を行っていますが、応札可能者が少ないと見込まれる案件については制限をかけずに執行する場合がございます。 【再質問】 重複参加を制限する配慮はいつから実施しているか 【回答】 前年度、令和3年度において実施していることを確認しています。 (当該配慮については、企業局では令和元年度から取り組み続けております)</p>
I 入札等について 要望 2	<p>①2024年4月より、就労時間の上限が規制されます。我々の業種も対象となります。 業務委託等も対象となるので、設計の歩掛り及び最低制限価格の見直し等をしていただきたい。</p>	<p><管財課、技術管理課>特定委託業務の最低制限価格制度は、ダンピング受注の防止、従事する労働者の労働環境の維持や委託業務の適正な履行の確保などを目的として、平成29年度から予定価格の100分の80としております。 最低制限価格制度については、就労時間の上限規制に伴う影響等を踏まえ、今後とも適切な運用を図ってまいります。 本県では、国土交通省の積算基準に基づいて積算をしているところです。 現在国では、時間外労働規制の適用に向けて、施工の実態調査に基づいて標準歩掛りに反映しているところです。 本県においても、国の動向を注視してまいります。</p>
	<p>②県の業務委託申請の希望分類で、緑地管理と道路清掃が同じ大分類になっています。 清掃と樹木の管理は別物だと思われるので、これを別々に分けられないのでしょうか。</p>	<p><管財課、県土整備政策課>委託の入札参加資格者名簿における希望業種については、大分類として「緑地管理・道路清掃」を含め18業種に分類し、さらに、各大分類を中分類としてそれぞれ項目分けを行っております。 「緑地管理・道路清掃」の中分類に関しては、「除草・緑地管理」、「樹木管理」、「道路清掃」及び「河川・海岸清掃」等の8つに分類しているところですが、緑地管理に関する業務の発注に際しては、これらの分類を踏まえて業者選定を行っており、今後とも適切に対応してまいります。</p>
	<p>③業務委託も総合評価方式が、土木関係建設コンサルタント業務の方で実施されるようですが、我々が行う業務委託にも波及するのでしょうか。</p>	<p><管財課> 建設工事関連を除く業務委託等に係る総合評価方式については、平成19年10月から導入しています。 総合評価方式の対象とする業務については、総合評価方式により総合的な業務内容の向上が見込まれる業務や、総合的なコスト削減が見込まれる業務等としており、総合評価方式の実施にあたっては、それぞれの発注部局において設置されている審査会において、対象業務の選定を行うこととなっております。</p>
II 公園緑地・景観整備等について	<p>①実施中の県立都市公園整備事業（八千代広域公園、市野谷の森公園、長生の森公園、各公園の長寿命化対策事業等）の進捗状況と完了の予定について教えてください。</p>	<p><公園緑地課>県立都市公園整備事業における整備中の公園に関し、八千代広域公園の村上側については、供用を開始しているところであり、萱田側について、引き続き用地買収を進めるとともに、買収済み箇所の造成も併せて進めてまいります。 市野谷の森公園の第1期区域については、令和3年度末に供用開始しました。第2期区域については、令和3年度末に事業認可を取得し、用地買収を進めております。 長生の森公園は、平成30年度末までに多目的広場の造成工事が完了し、多目的広場を含めた一部が供用いたしました。今年度は園路舗装工事を行っており、引き続き事業を推進してまいります。 各県立公園の長寿命化対策事業については、予防保全及び事後保全の観点から必要となる公園施設の改修を実施してまいります。</p>
	<p>②千葉県企業局土地管理部の本年度の緑化事業の内容と今後の見通しについて教えてください。</p>	<p><資産管理課>今年度以降の緑化事業については、特に予定はありません。 なお、企業局土地管理部で保有している土地については、引き続き、除草・伐採等の業務委託を発注し、適正な維持管理に努めてまいります。</p>



項目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
<p>II 公園緑地・景観整備等について</p>	<p>③街路樹の維持管理において、適正な剪定がされず大きくなりすぎて通行車両や建物に当たっている物や、5年に1度ほぼ伐採の様に切られた物が目立ち、街路樹としての役割を活かせず、邪魔者の様な扱いでひどい状況です。</p> <p>新規や建替えにおける建築物（個人住宅・集合住宅・商業施設・公共施設等）について、植栽がほとんど無い様な建物が見受けられます。森や畑や水田等の植栽群を無くし、その後には造られる無機質な建物は、太陽光発電があるとはいえ自然界への影響は少なくないと思います。</p> <p>植栽空間があれば、利用者と利用者も季節を感じ、ストレス無く気持ちよく過ごせるのではないのでしょうか？</p> <p>道路緑化において、草だらけになってしまった植樹帯ですが、出来れば緑地として有効利用が出来ればと思いますが、残念ながらコンクリートで塞がれ、雨水は地中に染み込まずそのまま排水溝に流れ、大雨の時は流れきれずに冠水を起こし、夏場は日差しを反射し熱を蓄えヒートアイランド現象の要因となります。</p> <p>植樹帯におけるグリーンインフラでの活用を検討していただきたい。</p> <p>また、このような状況を改善するため、千葉県として、植栽空間（庭・商業緑化・街路樹・公園等）をどの程度必要と考えていますか。</p>	<p><道路環境課、公園緑地課>市街地における沿道の良好な生活環境を確保するため、道路構造令に基づき植樹帯を設置しており、安全な通行を確保するため、適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラを都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等に生かすことで、効果的・効率的に自足可能な魅力ある都市づくを進めるため、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を、国からの交付金等の支援により実施しています。</p> <p>令和5年度は、県内で3市が公園緑地の整備を、1民間事業者が民間建築物の緑化や緑化施設の整備を実施しています。</p>
<p>III 造園業の育成について</p>	<p>④公園整備が進んでいる近隣の千葉市と東京都は新規職員採用に専門職として造園職種を募集（令和5年度千葉市・東京都各6人募集）しています。</p> <p>県の都市公園整備の持続的発展が図られるように造園職種の募集ができるようにしていただきたい。</p>	<p><県土整備政策課>都市公園整備にあたっては、土木職員の多岐にわたる業務の中で培われた幅広い知識や視点が活かせると考えており、引き続き土木職員の中から能力、適性を考慮して配置してまいります。</p>
<p>IV 働き方改革の推進について</p>	<p>①令和元年から、公園整備工事における造園工事発注の拡大を関係する土木事務所等に対し要望してきました。</p> <p>しかしながら、令和4年度公園整備工事37件のうち造園工事7件、今年度発注見通し（8月時点）では公園整備工事27件のうち造園工事8件で15件は土木一式工事などの他工種となっており、造園工事での発注がなかなか進んでいません。</p> <p>国の建設業許可事務ガイドラインによりまず造園工事の内容は「植栽工事」「広場工事」「園路工事」「公園設備工事」「緑地育成工事」と広範囲の業務内容となっており、公園整備工事の多くが造園工事に該当するものと考えています。</p> <p>つきましては、公園整備工事において造園工事での発注が少ない要因は何か、また、どのようにすれば造園工事での発注が多くなるのかご教示をお願いします。</p>	<p><公園緑地課、道路環境課>県立都市公園については、現在、八千代広域公園、市野谷の森公園、長生の森公園の3公園の整備を進めるとともに、既設の都市公園では、公園施設の長寿命化計画に基づき、施設の改修や更新等を行っているところです。</p> <p>よって、公園整備工事は、新設工事と既存施設の改修修繕工事それぞれを進めている状況となっており、今後も、県内の各公園において事業の平準化を考慮しながら必要な予算を確保していきたいと考えています。</p> <p>また、工事発注については、建設業許可事務ガイドラインに基づいて行うよう土木事務所と共有しているところですが、今後は、年度当初に本課と土木事務所建設工事の区分を把握するなど、「造園工事」の計画的な発注に努めてまいります。</p>
<p>②本来、造園として関わる植栽空間は、心理的效果（安らぎ・ストレス緩和・癒やし）及び物理的效果（緑陰・蒸散・植栽地の保水と浸透）があります。</p> <p>これらを効果的に利用者にもたらす為、確かな技術を持った技術者が適正に計画・植栽・管理して成立する物と考えます。</p> <p>美しくきれいな植栽空間であれば、人々集まり、自分の所にも欲しいと思うのではないのでしょうか。その空間を造る造園業に携わりたいと思うのではないのでしょうか。</p> <p>現在では、まず植栽そのものが無い（手間とお金が掛かる邪魔物）。造園業の仕事は、草を刈る、低木を刈る。植栽地の掃除をする。このような仕事しかししない業界に大事な我が子を入れますでしょうか？</p> <p>そこで、地球温暖化で夏が異常に暑い今、改めて、緑・植栽空間の必要性をお考え頂き、積極的に県として公園や街路樹の適正な管理や再整備に着手していただきたい。</p>	<p><公園緑地課、道路環境課>県立都市公園では、公園利用者への安全性の確保や景観に配慮すべく、日常管理における低木の剪定や除草などを指定管理者で行い、中高木の剪定や伐採を委託業務で実施しているところです。</p> <p>公園が開設してから年月が経過しており、大木が繁茂していること、また一部の公園では、ナラ枯れなどが発生し、計画的な剪定や伐採が必要となるなど、引き続き、適正な維持管理と景観に配慮した樹木管理に努めてまいります。</p> <p>また、連沼海浜公園及び富津公園では、公園の将来像として、テーマや方向性を示した「再整備に向けた基本方針」を令和5年3月に策定し、これに基づき、今年度は、サウンディング型市場調査による民間事業者からの提案等を踏まえ、再整備計画を作成していく予定です。</p> <p>市街地における沿道の良好な生活環境を確保するため、道路構造令に基づき植樹帯を設置しており、安全な通行を確保するため、適切な維持管理に努めてまいります。</p>	
<p>①県は、工期の適正化にどのように取り組んでいますか。</p> <p>また、週休2日制を定着する取組みはどの程度定着が図られていると考えていますか。</p>	<p><技術管理課>県では工期の適正化に向けて、国土交通省の土木工事標準積算基準に基づく作業日当たり標準作業量から算出した実日数に、準備期間、土日・祝日・降雨等を考慮した雨休率、後片付け期間等、既に週休2日制を考慮した工期を設定しております。</p> <p>なお、国では今年4月から、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定し、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改定したところです。今後、県においても10月に改定を見込んでいます。</p> <p>また、週休2日制を定着する取組については、県土整備部では、令和4年度より対象工事のすべてについて発注者指定型での発注とし、当初予定価格の積算において、あらかじめ4週8休達成相当の経費増額分を見込むこととしています。また、週休2日制適用工事の対象工事を拡大するとともに、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組み週休2日交替制工事を導入しました。この結果、4週8休以上達成したものは94%となっています。</p> <p>引き続き、受注者に対して週休2日の導入を呼びかけるなどにより、週休2日の意識の醸成を図り、更なる普及に努めてまいります。</p>	

項目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
IV 働き方改革の推進について	②県は、公共工事の施工時期の平準化に向けどのように取り組んでいますか。 また平準化率はどのように推移していますか。	<技術管理課>県では、働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、施工時期の平準化を進めることが必要であると考えています。 平準化に向けて、いわゆるゼロ回債や2カ年債務の活用などに取り組んでおり、平準化率は、令和元年度が0.65、令和2年度が0.70、令和3年度は0.66となっています。
V 森林環境譲与税の活用について	①令和元年度からスタートしました森林環境譲与税の今年度の配分は、どの位になりますか。 また、4年が経過した中、森林環境譲与税を活用した森林整備の具体的な取組状況を教えてください。	<森林課>令和5年度は、令和4年度と同額が全国に譲与される予定であるため、本県においては、市町村分として881,560千円、県分として120,216千円、合計1,001,776千円が譲与される見込みです。 令和3年度までの森林環境譲与税を活用した森林整備に係る市町村の取組としては、 ・災害に強い森づくりのための重要インフラ施設周辺での森林整備 ・ナラ枯れ被害木の伐採・搬出 ・間伐への補助 ・森林整備に関するアンケート、意向調査 などが実施されています。 県の取組としては、法の規定により用途は市町村支援とされていることから、 ・都市部と森林地域をマッチングし、双方の市町村が連携して森林整備に取り組む「森林整備広域連携モデル事業」を実施しました。 なお、森林環境譲与税の用途については、決算を議会の認定に付した後公表することとなっているため、令和4年度の用途については、各自治体から令和6年1月～3月頃に公表される見込みです。
	②森林整備の担い手で景観整備機構である当協会も森林整備の取組に協力したいと考えています。 森林環境譲与税活用の検討課題等の協議の場に参加させていただきたい。	<森林課>市町村が森林環境譲与税を活用して進める森林整備の推進に当たっては、担い手の確保は重要な課題の一つであり、現在、森林整備を中心に担っている森林組合等の林業事業体に加えて、貴協会の会員の御協力をいただく場面もあるものと考えています。 現在、市町村に配分される森林環境譲与税の用途は、各市町村がそれぞれの地域特性に応じて独自に決定しているところです。県としては、市町村に対して日常的に行っている普及指導員によるサポート業務等を通じて、貴協会の活動についても周知を図ってまいります。
VI 諸事項の改善について	①除草剤は、農林水産省をはじめ県の農林水産部安全農業推進課や農林総合研究センター病害虫防除課の指導のもと、農業分野では普通に使用がされています。 当協会でも、各社、千葉県農業管理指導士を在籍させ、適正に病害虫に対して対処しております。 現在、除草剤は、ホームセンターなどで普通に売られ、誰でも簡単に手にする事ができる状況です。 このような状況の中、植栽地や道路脇などに既に抜根除草が難しい様な場合、除草剤を使用する事で、費用も時間も有効に使える様になります。 そこで、管理における除草剤の使用をぜひ検討していただきたい。	<道路環境課、安全農業推進課>道路の維持管理における除草剤の使用については、他の都道府県の動向を踏まえながら、検討してまいります。 なお、除草剤には、農薬登録のある除草剤と農薬ではない（登録されていない）除草剤の2種類があります。農薬登録のある除草剤の使用に当たっては、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）」及び「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け農林水産省消費安全局長他）」の記載事項を遵守されるようお願いいたします。
	②街路樹の剪定については、市場単価を適用して積算されていることが多いと思いますが、数年に1回程度の剪定頻度になっている現場も多く、現況樹高、枝張りとの間に大きな差異がある場合があります。 樹木本来の樹形や樹木の特性を生かした美しい街路樹にするため、積算については将来の管理目標、現況を考慮した歩掛を検討していただきたい。	<技術管理課>本県では、国土交通省の積算基準に基づいて積算しているところであり、街路樹の剪定については、市場単価を適用しています。 定期的な剪定が出来ない場合は、市場単価の適用除外となり、見積もり徴収等を行うこととしていることから、改めて周知してまいります。
	③年々暑くなり、熱中症対策、蜂対策等作業効率が悪く又人工も経費増えていくばかりのため、夏季の工事、業務の積算を検討していただきたい。	<技術管理課>夏季の過酷な作業環境下では、熱中症等のリスクがあるため、作業時間が十分に確保できず、作業効率が低下するものと認識しております。 県発注の工事については、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正を行っています。
	④入手しづらい樹木の植栽工事を発注する場合には、事前に市場調査をしてしっかり確認をしていただきたい。	<技術管理課>植栽工事を積算する際、樹木の単価については、物価資料等を参考にしています。 物価資料に記載されている単価を採用した際は、物価資料に樹木の調達難易度が示されているため、必要に応じて納入時期を確認して工期等に反映する等、適正に対応いたします。